



栃木県公報

平成28年
3月9日(水)
号外
第9号

目次

告示

○知事指定薬物の指定..... 1

告示

栃木県告示第118号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月9日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- { [ビス (4-フルオロフェニル) メチル] スルフィニル} アセトアミド (通称名 Bisfluoromodafinil) 及びその塩類
- (2) 2- (4-フルオロフェニル) -3-メチルモルフォリン (通称名 4-FPM) 及びその塩類
- (3) *Mitragyna speciosa* 及びその近縁植物 (通称名 Kratom) (ただし *Mitragynine* 又は 7a-Hydroxy-7H-mitragynine を含有するものに限る。)
- (4) (E)-メチル=2- { (2S, 3S, 12bS) -3-エチル-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12b-オクタヒドロインドロ [2, 3-a] キノリジン-2-イル} -3-メトキシアクリラート (通称名 *Mitragynine*) 及びその塩類
- (5) (E)-メチル=2- { (2S, 3S, 7aS, 12bS) -3-エチル-7a-ヒドロキシ-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 7a, 12b-オクタヒドロインドロ [2, 3-a] キノリジン-2-イル} -3-メトキシアクリラート (通称名 7a-Hydroxy-7H-mitragynine) 及びその塩類
- (6) N- (2-フェニルプロパン-2-イル) -1- [(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル) メチル] -1H-インダゾール-3-カルボキサミド (通称名 CUMYL-THPINACA) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成28年3月10日

(薬務課)